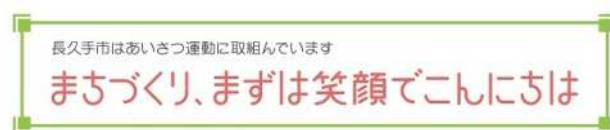


長久手市普通財産売払一般競争入札要項

入 札 日：令和4年7月4日（月）



目 次

I	入札物件調書一覧表	2
II	入札の流れ	3～5
III	入札説明書	
1	全般的事項	5
2	参加者の資格	6、7
3	現地説明会	7
4	入札参加申込・受付	8
5	入札保証金	8、9
6	入札	10、11
7	入札辞退	11
8	開札	11
9	落札候補者の入札参加資格の確認	12
10	入札結果	12
11	仮契約の締結	13
12	議決	13
13	売買代金の納付	13
14	所有権の移転	13
15	その他留意事項	14
IV	物件調書	15～20
V	入札に関する様式	
1	入札参加申込書（申込書・記載例）	22～25
2	入札書（入札書・記載例）	26、27
3	入札辞退届（入札辞退届・記載例）	28、29
4	委任状（委任状・記載例）	30、31
5	一般競争入札参加資格確認申請書	32、33
6	誓約書（誓約書・記載例）	34、35
7	申込人情報（申込人情報・記載例）	36、37
8	土地利用計画書	38～41

添付資料 市有財産売買契約書（案）及び市有財産仮契約書（案）

I 入札物件調書一覧表

物件 番号	所在及び地番	土地		最低売却価格
		登記地目	登記面積	
1	長久手市 杵ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²	23,800,000 円
		家屋		
		種類	延床面積	
		事務所	55.00 m ²	

※最低売却価格未満での入札は落札候補者とはなりません。

※全て現況有姿での引渡しとなります。

※土地と家屋一括の合計額での入札となります。

Ⅱ 入札の流れ

長久手市（以下「本市」という。）では、以下の市有財産（土地及び家屋）を一般競争入札に付します。

○入札参加申込書の提出 ※郵送又は持参に限る。

令和4年5月17日（火）から令和4年6月16日（木）まで

受付時間：午前9時から午後5時まで※土曜日及び日曜日を除く。

（郵送の場合は令和4年6月16日（木）必着。）

提出書類：入札参加申込書

※代理人による入札の場合は、「委任状」の提出も必要です。



○現地説明会

令和4年5月25日（水）午前10時から午前12時まで

現地で行います。参加は任意です。

※雨天決行、ただし午前8時の時点で長久手市に気象警報が出た場合は中止とします。



○入札保証金の納付

入札保証金として、入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）に相当する金額の納付が必要です。入札参加申込書の提出確認後、納付に必要な次の書類を郵送します。

郵送書類：領収済通知書及び入札保証金の納付について

納付の後、令和4年6月27日（月）午後5時までに入札保証金を納付した証明となる次の書類を提出してください。※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

（郵送の場合は令和4年6月27日（月）必着）

提出書類：納入通知書（納付書）兼領収書の写し及び入札保証金の納付について

※「入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者」の入札は、無効となりますので注意してください。



4 ページへ続く

○入札の実施 ※持参に限る。

令和4年7月4日（月）

受付時間：午前10時から午前10時30分まで

※受付時間内に遅れた場合は、入札に参加することができません。

入札説明：午前10時30分から午前10時45分まで

入札執行：午前10時45分から執行予定

場 所：長久手市役所 北庁舎2階 第5会議室（長久手市岩作城の内60番地1）

提出書類：入札書

※入札書に必要事項を記入・押印の上、持参してください。なお、入札書に使用する印鑑を持参いただければ、入札会場内で入札書の記入・押印をすることができます。



○落札候補者の決定

入札会場において、入札の終了後、直ちに入札者の面前で開札を行います。開札の結果、入札者のうち最低売却価格以上で最高価格の入札をした者を落札候補者とします。



○落札候補者の入札参加資格の確認

落札候補者は、令和4年7月6日（水）午後5時までに一般競争入札参加資格確認申請書及び必要書類を提出してください。（郵送の場合は令和4年7月6日（水）必着）

※期日までに申請書等が提出されないときは、入札が無効となる場合があります。



○落札結果の通知

入札参加資格を確認後、落札者確定通知を郵送します。



○仮契約の締結

令和4年7月25日（月）まで

契約保証金として、契約金額の100分の10以上に相当する金額の納付が必要です。

※申出があれば入札保証金を契約保証金に充当します。



○長久手市議会の議決

- ・長久手市議会（令和4年第3回定例会）による財産処分の議決（議決承認後、本契約を締結します。）
- ・長久手市議会の議決が得られない場合は、仮契約は無効となります。



5 ページへ続く

○売買代金の納付

本契約日から 30 日以内

売買代金が納付された時点で、所有権を移転し、現況有姿で引き渡します。登記は本市が行いますが、買受人は登録免許税の納付が必要です。

※契約保証金は売買代金に充当するものとします。

Ⅲ 入札説明書

長久手市普通財産売払一般競争入札参加希望者は、本要項等をよく読み、入札に参加してください。

入札参加のために提出された書類等に記載された情報は、入札事務のみに使用します。

1 全般的事項

- 1 入札の申込みにあたっては、次の点に注意してください。
 - (1) 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるもので、入札時点で変更されている場合がありますので、申込者は必ず自分で現地確認や諸規制の確認を行ってください。現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。
 - (2) 物件は、一部の工作物を除いて現況有姿での引渡しとなります。したがって、工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装等）及び樹木等がある場合は、それらを含むものとし、越境物がある場合についても現況有姿のままで引き渡します。
 - (3) 物件の地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査等を行っておりません。
- 2 書類の提出にあたっては、次の点に注意してください。
 - (1) 提出方法は、郵送又は持参に限ります。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便としてください。
 - (2) 期限までに到達しない場合は無効となりますので、早めに提出してください。なお、本市から内容の確認を行う場合があります。
 - (3) 提出された書類は、一切お返ししませんので承知ください。
 - (4) 各書類の様式及び記載例については、本市のホームページからダウンロードできます。
- 3 入札者は、本要項、物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。また、契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。本市として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめ承知ください。（なお、契約者が消費者契約法第2条第1項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。）

2 参加者の資格

- 1 入札に参加できるのは、個人及び法人（公共的団体を含む。）とします。
なお、法人の場合は、国内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。
- 2 次に該当する者は、入札に参加することができません。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている者
 - (4) 長久手市税について滞納のある者
なお、落札候補者について、長久手市税に未納がないことを本市納税担当課に照会します。
 - (5) この公告の日から開札の日までの期間において「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者
なお、落札候補者について、愛知県愛知警察署へ個人又は法人の役員等全員の氏名、生年月日、性別、住所、役職等の情報を提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。

※地方自治法施行令第167条の4の規定及び「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」については、以下を参照してください。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当するものを参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（抄）

（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）

2 排除措置の対象となる法人等

この合意書に基づく、排除措置の対象となる法人等（以下「排除措置対象法人等」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
- (2) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
- (3) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- (5) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
- (6) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

3 現地説明会

入札に先立ち、現地説明会を実施します。参加は任意です。

令和4年5月25日（水）午前10時から

※公共交通機関を利用の上、参加ください。現地に駐車場はありません。
雨天決行、ただし午前8時の時点で長久手市に気象警報が出た場合は中止とします。

4 入札参加申込・受付

入札に参加を希望される者は、次の必要書類を提出してください。

- | | |
|---------------|--|
| 1 受付期間 | 令和4年5月17日（火）から令和4年6月16日（木）まで
※土曜日及び日曜日を除く。
午前9時から午後5時まで
※郵送の場合は、令和4年6月16日（木）必着 |
| 2 提出先 | 長久手市役所 北庁舎2階 くらし文化部安心安全課
※郵送の場合は、封筒（表）に「 入札参加申込書在中 」と朱書きしてください。
〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1
長久手市役所 くらし文化部安心安全課 宛て |
| 3 必要書類 | (1) 入札参加申込書
(2) 委任状
代理人が入札する場合は、委任状が必要となります。 |

（留意事項）

- 1 申込みに当たっては、1世帯又は1法人につき1申込みとなります。
- 2 共有名義での申込みの場合は、共有予定者一覧（様式第1号別紙）に必要事項を記入の上、共有予定者全員が連名で記名・押印（実印）の上、必要書類を付して申し込んでください。
- 3 共有名義で申し込んだ方は、同一物件につき他の共有名義人と重複して申し込むことはできません（単独での申込みもできません。）。

5 入札保証金

〔納付について〕

入札保証金として、本市が送付する領収済通知書により、入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）に相当する金額を指定金融機関等で納付が必要です。

- | | |
|------------------|---|
| 1 納付書類の送付 | 入札参加申込書受領後、納付に必要な次の書類を郵送します。 |
| 2 郵送書類 | (1) 領収済通知書
調定年度、会計、款項目、所属コード及び納期限が記載されています。本通知書を使って納付してください。
(2) 入札保証金の納付について
必要事項を記入してください。記入例も合わせて送付します。 |
| 3 注意事項 | 入札参加申込書に記載の住所へ送付します。 |

〔入札保証金書類の提出〕

納付後、期限までに入札保証金書類を提出してください。

-
- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 提出期限 | 令和4年6月27日（月）午後5時まで
※郵送の場合は、令和4年6月27日（月）必着 |
| 2 | 提出先 | 長久手市役所 北庁舎2階 くらし文化部安心安全課
※郵送の場合は、封筒（表）に「 入札保証金書類在中 」と朱書きしてください。
〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1
長久手市役所 くらし文化部安心安全課 宛て |
| 3 | 提出書類 | (1) 納入通知書（納付書）兼領収書の写し
金融機関にて入札保証金を納入後に発行されます。
写しを提出し、原本は必ず保管してください。
(2) 入札保証金の納付について
納入通知書（納付書）兼領収書に記載されている納入金額を記入してください。 |
-

〔還付について〕

入札保証金は、落札者以外の入札者に対しては入札執行後に還付しますが最低7日以上要します。また、落札者に対しては契約締結後に還付しますが申出により契約保証金に充当することができます。

入札保証金を納付した者は、地方自治法第235条の4第3項の規定により、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。

6 入札

1 入札会場 長久手市役所 北庁舎 2階 第5会議室
(長久手市岩作城の内60番地1)

2 入札日時 令和4年7月4日(月)
(1) 受付時間
午前10時から午前10時30分まで
(2) 入札説明
午前10時30分から午前10時45分まで
(3) 入札執行
午前10時45分から執行予定

3 当日必要書類 入札書

4 注意事項 (1) 入札参加者又はその代理人(以下「入札者」という。)が受付時間に遅れた場合は、入札に参加することができませんので必ず来場してください。
(2) 入札者以外は、入場できません。
(3) 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがあります。
(4) 入室は1者につき1人のみとして、マスクの着用をお願いします。
(5) 感染防止対策のため、入室した者の所属、氏名及び連絡先の記入をお願いする場合があります。
(6) 入札は、所定の入札書を使用します。
(7) 本件は、土地及び家屋を一括で売却するため、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を控除した金額を入札書に記載すること。なお、内訳の欄には、土地と家屋それぞれの金額を記載することとし、入札金額は内訳の合計と必ず一致させること。一致しない入札は無効とする。家屋の売却は、消費税及び地方消費税の対象となるため、入札金額に内訳の欄に記載された家屋の金額の100分の10に相当する金額を加えた額を契約金額とする。
(8) 入札は、入札書を封筒(長形3号)に入れ封印(封筒裏面糊付部分)し、「長久手市普通財産売却一般競争入札 入札書在中」及び入札者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)を封筒に表記してください。
(9) 入札書には、黒インクのボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印してください。鉛筆、シャープペンシル等は使用できません。
(10) 脱字又は誤字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、金額の訂正はできませんので、注意してください。
(11) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

- (12) 代理人は、複数人の入札を代理することができません。
- (13) 前各号に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札
 - イ 金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - ウ 記入事項を判読することができない入札
 - エ 入札事項の一部又は全部が記入されていない入札
 - オ 一定の金額をもって価格を表示しない入札
 - カ 記名押印のない入札
 - キ 同一物件につき同一の名をもってした 2 通以上の入札
(代理人によるものも含む。)
 - ク その他入札の条件に違反した入札

7 入札辞退

- 1 入札辞退は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札執行前にあつては、入札辞退届を長久手市役所くらし文化部安心安全課に直接持参し、又は入札辞退届を封筒（長形 3 号）に入れ、「長久手市普通財産売払一般競争入札 辞退届在中」並びに入札者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）を封筒に表記し、郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）してください。
- 3 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出してください。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではありません。

8 開札

- 1 開札は、入札会場において入札の終了後、直ちに入札者の面前で行います。入札者は、開札に立ち会わなければなりません。
- 2 開札の結果、入札者のうち最低売却価格以上で最高価格の入札者を落札候補者とします。
- 3 最高価格の入札者が複数あるときは、直ちにくじを引き、落札候補者を決定します。
くじによって落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた者全員にその旨を確認してもらいます。

9 落札候補者の入札参加資格の確認

落札候補者は次の必要書類等を提出してください。なお、落札候補者に入札参加資格がなかった場合は、次順位者が次の落札候補者となります。その次順位者以降も入札参加資格がなかった場合は、同様に取り扱います。その場合、本市からその旨を連絡します。

1 提出期限	令和4年7月6日（水）午後5時まで ※郵送の場合は、令和4年7月6日（水）必着
2 提出先	長久手市役所 北庁舎2階 くらし文化部安心安全課 ※郵送の場合は、封筒（表）に「 一般競争入札参加資格確認申請書類在中 」と朱書きしてください。 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1 長久手市役所 くらし文化部安心安全課 宛て
3 必要書類等	(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (2) 誓約書 (3) 申込人情報 (4) 印鑑証明書 (5) 土地利用計画書 (6) 添付書類 〈個人の場合〉住民票の写し 〈法人の場合〉履歴事項全部証明書 ※複写機によるコピー可 ※長久手市税に未納がないことについては、本市で確認します。 ※(4)(5)については、発行後3か月以内のもの。

10 入札結果

入札結果については、その内容（物件の所在・地番、土地の地目・登記面積、予定価格、落札額・落札者名及び入札参加者数）を公表するとともに、一定期間、本市ホームページにも掲載します。

ただし、個人（事業を営む個人を除く。）が落札された場合、落札者名は「個人」と表示します。

また、落札者以外の入札参加申込者名及びその入札金額等について、照会や長久手市情報公開条例に基づく公文書公開請求により回答・公開することがありますので、あらかじめ承知ください。

1 1 仮契約の締結

- 1 入札参加資格確認後、落札者には、落札者確定通知書を郵送します。
- 2 契約書は添付資料（市有財産売買仮契約書（案））のとおりです。
- 3 仮契約締結期限は、令和4年7月25日（月）です。それまでに締結しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属することとなります。また、今後実施される市有財産売買に係る入札に参加できない場合があります。
- 4 仮契約は、入札参加申込人の名義で行います。
- 5 落札者は、仮契約締結の際、契約保証金として契約金額の100の10以上（1円未満切上げ）に相当する金額を納めなければなりません。また、申出により入札保証金を契約保証金に充当することができます。入札保証金（充当）依頼書を提出してください。

1 2 議決

長久手市議会（令和4年第3回定例会）による財産処分の議決を得る必要があります。（議決後、本契約を締結します。）

長久手市議会の議決が得られない場合は、仮契約は無効となります。

1 3 売買代金の納付

売買代金は本契約日から30日以内に、本市の発行する領収済通知書により納付してください（契約保証金は、売買代金に充当するため、別に定める契約保証金納付換依頼書を提出してください。）。それまでに納付がないときは、その契約は解除となり、契約保証金は市に帰属することとなります。また、今後実施される市有財産売買に係る入札に参加できない場合があります。

1 4 所有権の移転

売買物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転します。

所有権移転登記の手続は、登記嘱託請求を受けて市が行いますが、買受人は、登録免許税の納付が必要です。

1 5 その他留意事項

1 用途等の制限

落札者は、市有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件（その上の建物等を含む。）を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

なお、売買物件のうち家屋については、引き渡し後に解体し、建て替えることは可能ですが、それらの費用は落札者の負担とします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員の事務所その他これに類するもの

2 申込み及び落札のなかった物件

申込み及び落札のなかった物件については、先着順で売払いの申込みを受け付けます。申込み期間、方法等の詳細は、事前に本市ホームページ等でお知らせします。なお、事情により受付期間の途中に取り下げることもありますので、承知ください。

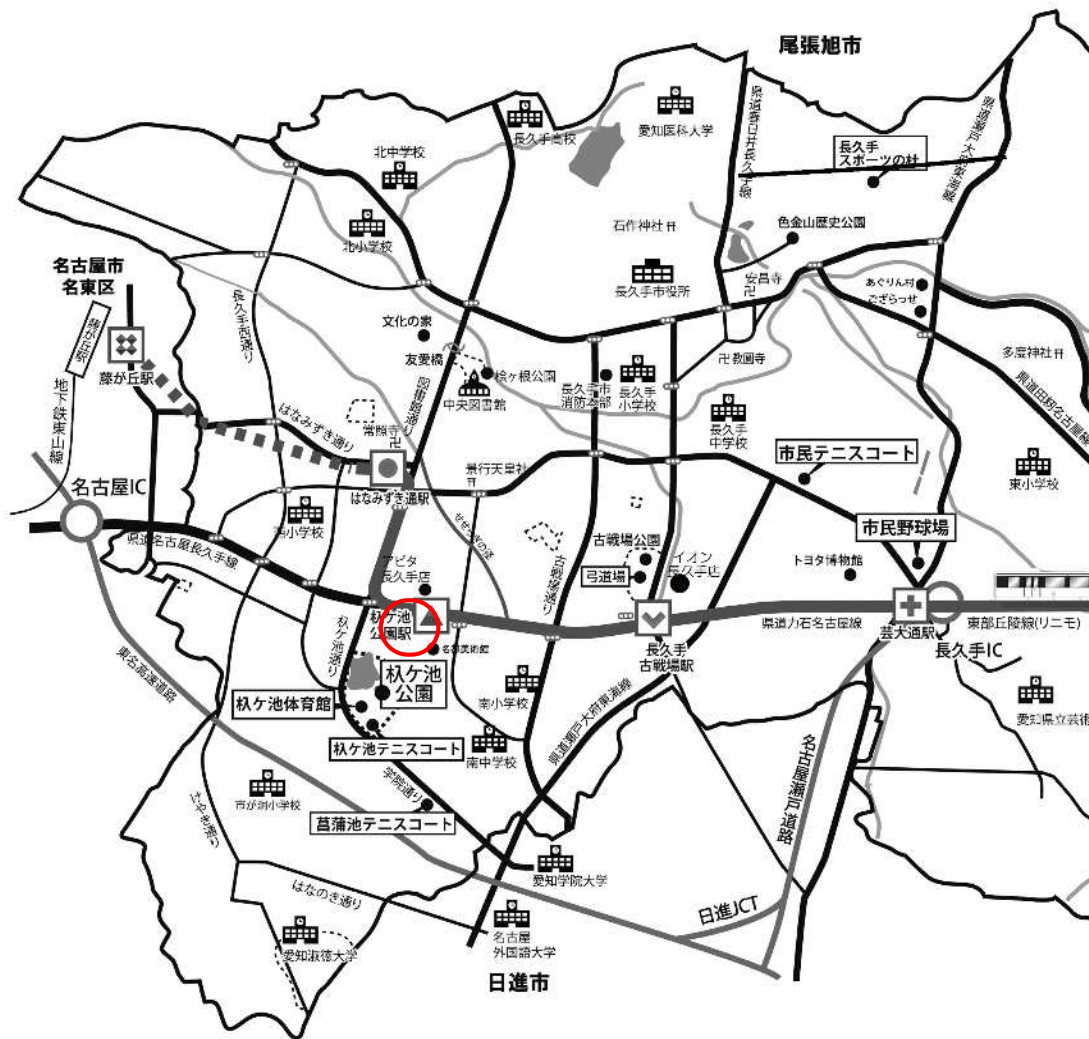
IV 物件調書

所在地番		長久手市杵ヶ池 201 番 3			予定価格	23,800,000 円	
住居表示		無	面積	114.70 m ²	地目	宅地	
形状		実測図のとおり	道路との高低差		有（道路より 0m～0.5m程度高い）		
接面道路の幅員及び構造		北側 県道（主要地方道力石名古屋線）（幅員 30.0m、舗装） 東側 市道長湫東部 212 号線（幅員 8.0m、舗装）					
家屋		種類：事務所 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建 1 階 27.50 m ² 2 階 27.50 m ²					
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域					
	建築基準法	用途地域	準住居地域		斜線制限	道路斜線、隣地斜線	
		建ぺい率	60%		日影規制	有	
		容積率	200%		防火地域	無	
		高度制限	無				
	その他	長久手市景観条例及び長久手市美しいまちづくり条例					
私道の負担等に関する事項		私道負担	無				
		道路後退	無				
施設整備状況				接面道路配管	事業所名	問合せ先	
		電気	有	—	中部電力パワーグリッド(株) 旭名東営業所	0120-929-265	
		上水道	有	北側 300 mm 南側 150 mm	愛知中部水道企業団	0561-38-0030	
		下水道	有	北側 200 mm 南側 200mm	長久手市下水道課	0561-56-0624	
		都市ガス	有	西側 100mm	東邦ガス（株）	052-872-977	
交通機関		バス	N-バス「杵ヶ池公園南口」バス停から東約 100m・徒歩 2 分				
		鉄道	愛知高速交通東部丘陵線「杵ヶ池公園駅」から西約 10m・徒歩 0 分				
公共機関 〔物件からの直線距離〕		市役所	長久手市役所	北方約 1,700m	保育園	東保育園	北方約 300m
		小学校	南小学校	南方約 500m	中学校	長久手中学校	南方約 600m
		郵便局	長久手郵便局	北方約 500m	消防署	長久手消防署	北方約 1,500m
		医療機関	愛知医科大学病院	北方約 2,500m	金融機関	名古屋銀行 長久手支店	北方約 400m

参 考 事 項	・長久手市セーフティステーションを行っていた土地と家屋です。 ・長久手市防災マップでは洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域ではありません。 (その他) ・現況有姿での引渡しとなります。 ・敷地北東部、長久手市杣ヶ池公園駅第1駐輪場との境に中部電力柱が建っています。 ・物件は、上下水道設備等が敷設されていますが、経年劣化による影響等については確認していません。また、給排水施設の補修、移設、改修、撤去、再築造及びその費用負担等について、市は対応しません。 ・物件の敷地内（地中を含む）にごみ、ガラ、砕石、樹木、切株、雑草及び埋設物等が存在していた場合、これらの撤去、伐採及びその費用負担等について、市は対応しません。 ・物件及び隣接地の擁壁・直壁及びブロック塀等について、地上及び地中にて境界を越えている場合があります。これらの越境物の移設、撤去、再築造、その費用負担については、市は対応しません。 ・耐震診断は行っていません。 ・家屋の雨漏等調査は行っていません。 ・既存建物を解体撤去又は改修工事する場合は、次のことを遵守しなければなりません。 (1) 既存建物の解体工事手法及び重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出、処分等については、各種関係法令等を遵守すること。 (2) 旧施設への重機、資材、廃棄物等の運搬、搬入・搬出等にあたっては、事前に関係行政機関と十分協議することとし、周辺道路をはじめこれらの運搬車両が通過する沿道地域に対する騒音、振動、砂埃等による悪影響を及ぼすことのないよう十分に配慮すること。 (3) 作業期間中は、旧施設の周辺住民や前面道路の通行人の安全の確保及びプライバシーの確保に配慮すること。 (4) 周辺住民等に対し、できるだけ早い時期に、住民説明やチラシの配布等により建設・解体工事に係る計画内容を十分説明するとともに、作業において周辺住民等から苦情等が寄せられた場合は、誠意をもって紛争等の解決に努めること。 (5) 解体撤去工事を第三者に請け負わせる場合には、当該請負業者に対し契約条項等の内容について、十分に理解・遵守させること。 ・その他土地及び家屋等に隠れた瑕疵があっても、市は担保責任を負いません。
------------------	--

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です。必ず入札参加者自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

現地案内図



土地の所在	長久手市杵ヶ池
-------	---------

座 標 求 積 表

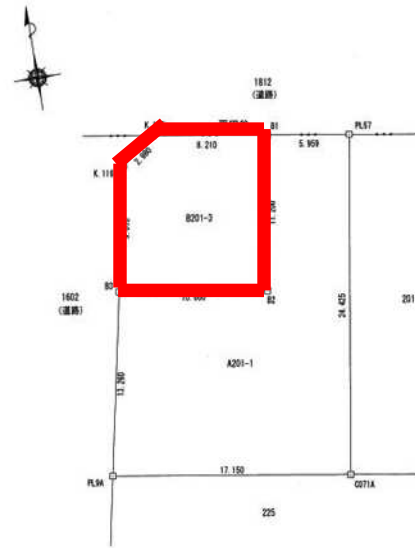
地 點	A201-1		$(X_{n+1}-X_{n-1}) Y_n$	總 量
	X _n	Y _n		
PL57	-81877.201	-11738.032	-2554408.081820	8.956
B1	-81876.263	-11792.917	-1792.78	11.200
B2	-81887.234	-11789.876	110527.08	10.860
B3	-81885.024	-11806.203	23551.76	12.850
PL5A	-81858.025	-11788.809	1918.40	17.150
COT1A	-81801.323	-11791.871	-252746.963014	24.420
橋 樑 填			808.454318	
面 積			290.2871075	
地 積			290.28 畝	

地 點		B01-3					
	Xn	Yn	[Xn+1-Xn-3] Yn		面 積		
B1	-91876.263	-11793.917	-145690.256701		8.21		
K.115	-91874.670	-11802.024	5029.585448		2.98		
K.116	-91876.740	-11804.421	125982.345544		9.07		
B2	-91885.634	-11808.203	129495.048349		10.66		
B2	-91887.323	-11795.678	-110537.288536		11.20		
	面 積		229.402102				
	面 積		114.7010510				
	地 境		114.70 m				

合 計	404.9281885
-----	-------------

測定の基準		既知点の名称及び座標値			
測地系	既知点	点 名	X 座 標	Y 座 標	種 類
世界測地系 第 7 系	公共基準点	NO. 24	-91928.624	-11812.295	金属標
		NO. 29	-91959.485	-11607.309	金属標

測定の年月日	令和3年11月30日
--------	------------

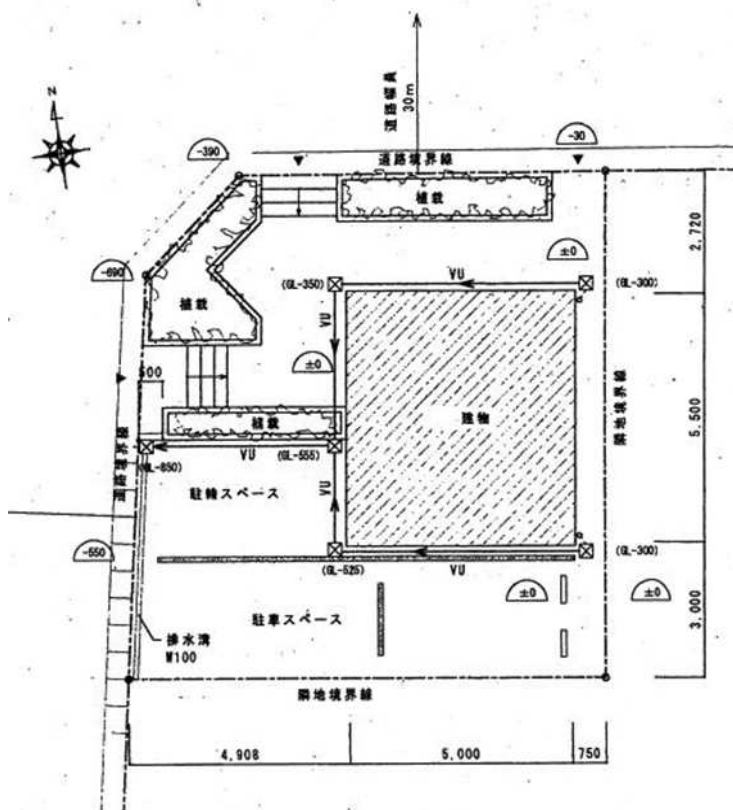


境界	境界杭の種類
☒	金属プレート杭

作成者 公益社団法人 愛知県公共職託登記士地家屋調査士協会
社員 土地家屋調査士 水野 宝
(令和 3 年 11 月 30 日作成)

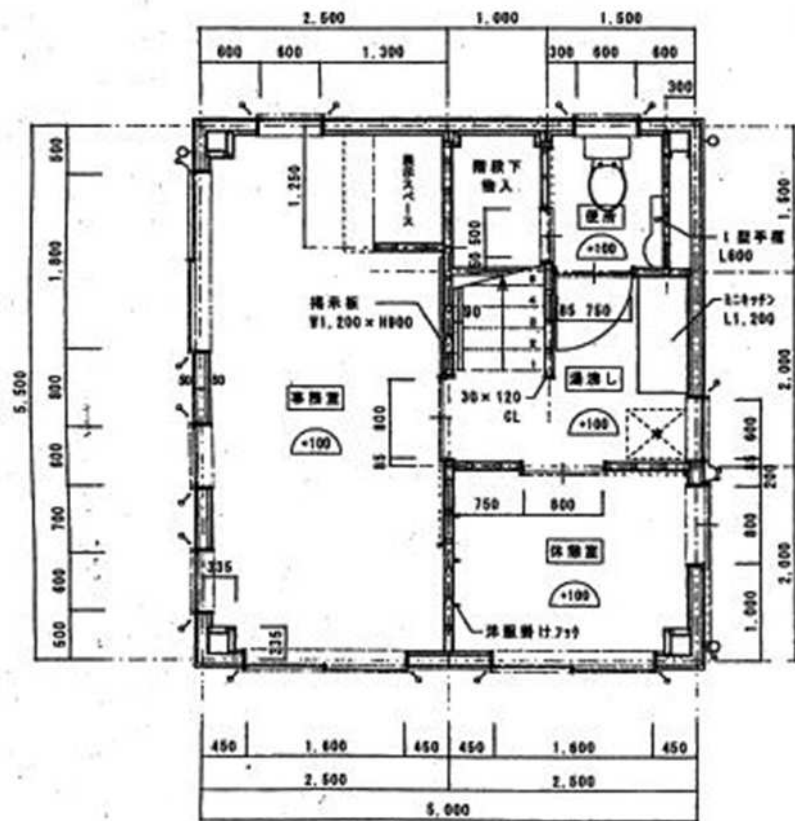
囑託者 長久手市長 吉 田 一 平

縮尺	$\frac{1}{250}$
----	-----------------

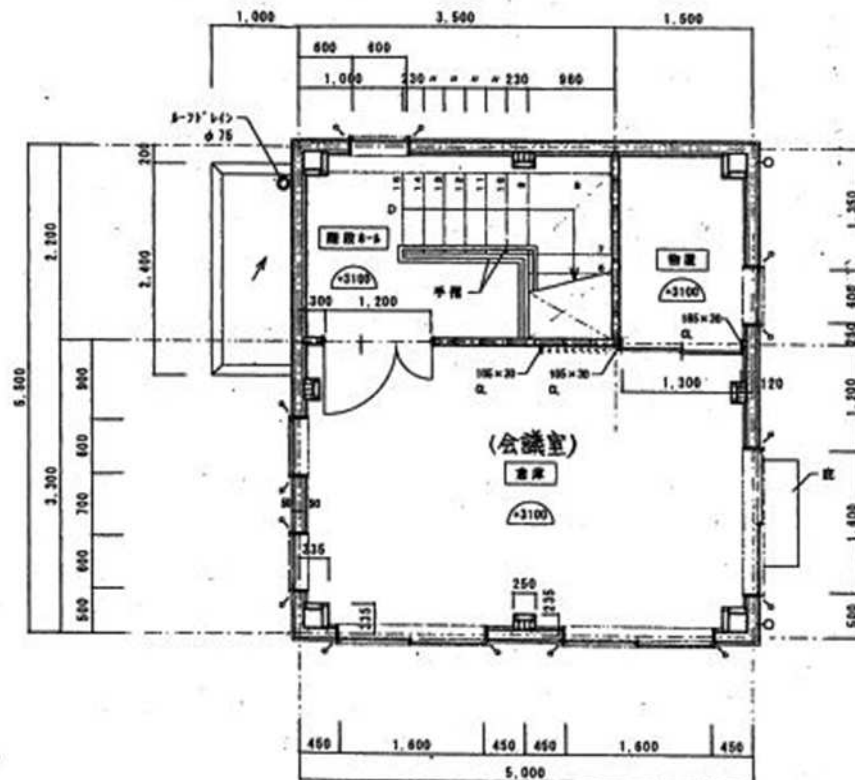


配置図 1/100

・  設計GLからの高低を示す。



1 龍平園詳細図



2 離平面群相似



入札に関する様式

- 1 入札参加申込書
- 2 入札書
- 3 入札辞退届
- 4 委任状
- 5 一般競争入札参加資格確認申請書
- 6 誓約書
- 7 申込人情報
- 8 土地利用計画書

入札参加申込書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

(申込人) 住所
氏名 印
(名称及び代表者名)
電話番号 () —
(代理人) 住所
氏名 印
電話番号 () —

長久手市普通財産売却一般競争入札に参加したいので、入札要項を承知の上、申し込みます。

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杣ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²
		家屋	
		種類	延床面積
		事務所	55.00 m ²

担当者氏名： _____

連絡先： _____

- ※ 押印は、印鑑登録済の印（実印／代表者印）を使用してください。
- ※ 共有による取得の希望である場合は、別紙「共有予定者一覧」を添付の上、代表者を含む共有予定者全員の割印（印鑑登録済の印）を押印してください。

記載例

入札参加申込書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長久手市長 殿

個人の場合⇒

長久手市岩作城の内〇〇番地〇
長久手 太郎 印

(申込人) 住所

氏名 法人の場合⇒

(名称及び代表者名)

電話番号 (

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
長久手株式会社
代表取締役 長久手 一郎 代表者印

(代理人) 住所

氏名 委任の場合⇒

電話番号 (

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
岩作 次郎 印

長久手市普通財産売払一般競争入札に参加したいの
申し込みます。

電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇
↑連絡の取れる番号を記載

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杵ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²
		家屋	
		種類	延床面積
		事務所	55.00 m ²

担当者氏名： 長久手 四郎

連絡先： 000-0000-0000

- ※ 押印は、印鑑登録済の印（実印／代表者印）を使用してください。
- ※ 共有による取得の希望である場合は、別紙「共有予定者一覧」を添付の上、代表者を含む共有予定者全員の割印（印鑑登録済の印）を押印してください。

共有予定者一覧（入札参加申込書別紙）

（申込者）

住所又は所在地	〒
氏名又は法人名 及び代表者名	印
連絡先（電話番号）	
持分	（ / ）

（共有予定者 1）

住所又は所在地	〒
氏名又は法人名 及び代表者名	印
連絡先（電話番号）	
持分	（ / ）

（共有予定者 2）

住所又は所在地	〒
氏名又は法人名 及び代表者名	印
連絡先（電話番号）	
持分	（ / ）

（共有予定者 3）

住所又は所在地	〒
氏名又は法人名 及び代表者名	印
連絡先（電話番号）	
持分	（ / ）

※ 押印は、印鑑登録済の印（実印／代表者印）を使用してください。

記載例

共有予定者一覧 (入札参加申込書別紙)

(申込者)

住所又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
氏名又は法人名 及び代表者名	長久手株式会社代表取締役 長久手 一郎 代表者印
連絡先 (電話番号)	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
持分	(1 / 2)

(共有予定者 1)

住所又は所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
氏名又は法人名 及び代表者名	長久手 一郎 実印
連絡先 (電話番号)	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
持分	(1 / 2)

(共有予定者 2)

住所又は所在地	〒
氏名又は法人名 及び代表者名	印
連絡先 (電話番号)	
持分	(/)

(共有予定者 3)

住所又は所在地	〒
氏名又は法人名 及び代表者名	印
連絡先 (電話番号)	
持分	(/)

※ 押印は、印鑑登録済の印（実印／代表者印）を使用してください。

入 札 書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

(入札者) 住所
氏名 印

(名称及び代表者名)

電話番号 () ー

(代理人) 住所
氏名 印

電話番号 () ー

長久手市普通財産売払一般競争入札において、下記のとおり入札します。

記

入札 金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

<内訳>

土地	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

家屋	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記物件の売買代金

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杣ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²
		家屋	
		種類	延床面積
		事務所	55.00 m ²

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。(タテ)

2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。

3 金額の数字は、アラビア数字を用い頭に金を記入すること。

記載例

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長久手市長 殿

個人の場合⇒

長久手市岩作城の内〇〇番地〇
長久手 太郎 印

(入札者) 住所

氏名 法人の場合⇒

(名称及び代表者名)

電話番号 (

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
長久手株式会社
代表取締役 長久手 一郎 代表者印

(代理人) 住所

氏名 委任の場合⇒

電話番号 (

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
岩作 次郎 印

長久手市普通財産売払一般競争入札において、下記のよう
記

電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇
↑ 連絡の取れる番号を記載

入札 金額	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

<内訳>

土地	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

家屋	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、下記物件の売買代金

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杵ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²
		家屋	
		種類	延床面積
		事務所	55.00 m ²

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。(タテ)

2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。

3 金額の数字は、アラビア数字を用い頭に金を記入すること。

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

長久手市長 殿

(申込人) 住所
氏名 印
(名称及び代表者名)
電話番号 () —
(代理人) 住所
氏名 印
電話番号 () —

長久手市普通財産売払一般競争入札において、下記のとおり入札を辞退します。

記

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杣ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²
		家屋	
		種類	延床面積
		事務所	55.00 m ²

辞退理由

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。(タテ)

2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。

記載例

入 札 辞 退 届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長久手市長 殿

個人の場合⇒

長久手市岩作城の内〇〇番地〇
長久手 太郎 印

(申込人) 住所
氏名

法人の場合⇒

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
長久手株式会社
代表取締役 長久手 一郎 代表者印

(名称及び代表者名)

電話番号 ()

(代理人) 住所
氏名

委任の場合⇒

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
岩作 次郎 印

電話番号 ()

電話番号 (〇〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇
↑連絡の取れる番号を記載

長久手市普通財産売払一般競争入札において、下記の
す。

記

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杵ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²
		家屋	
		種類	延床面積
		事務所	55.00 m ²

辞退理由

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。(タテ)

2 訂正又は抹消した箇所には押印すること。

委任状

(代理人) 住 所

氏 名 _____ 印
(名称及び代表者名)

電話番号 () _____

携帯番号 () _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。
記

長久手市普通財産売払一般競争入札に関する一切の権限

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杣ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²
		家屋	
		種類	延床面積
		事務所	55.00 m ²

令和 年 月 日

長久手市長 殿

(委任者) 住 所

氏 名 _____ 印
(名称及び代表者名)

記載例

委任状

(代理人) 住 所 長久手市岩作城の内〇番地〇〇

氏 名 尾張 太郎 印
(名称及び代表者名)

電話番号 (***) **—****

携帯番号 (〇〇〇) 〇〇〇〇—〇〇〇〇

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

長久手市普通財産売却一般競争入札に関する一切の権限

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杵ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²
		家屋	
		種類	延床面積
		事務所	55.00 m ²

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長久手市長 殿

個人の場合⇒

(委任者) 住 所

長久手市岩作城の内〇〇番地〇
長久手 太郎 印

氏 名 法人の場合⇒

(名称及び代表者名)

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
長久手株式会社
代表取締役 長久手 一郎 代表者印

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

(申請者) 住所
氏名
(名称及び代表者名)

印

下記入札において、落札候補者となりましたので、一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杵ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²
		家屋	
		種類	延床面積
		事務所	55.00 m ²

注 申請の際には、この申請書のほかに次の書類が必要です。

- ・誓約書
- ・申込人情報
- 【個人の場合】 ・住民票の写し
- 【法人の場合】 ・履歴事項全部証明書

担当者氏名： _____

連絡先： _____

記載例

一般競争入札参加資格確認申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長久手市長 殿

個人の場合⇒

長久手市岩作城の内〇〇番地〇
長久手 太郎 印

(申請者) 住所

氏名 法人の場合⇒

(名称及び代表者名)

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
長久手株式会社
代表取締役 長久手 一郎 代表者印

下記入札において、落札候補者となりましたので、一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杵ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²
		家屋	
		種類	延床面積
		事務所	55.00 m ²

注 申請の際には、この申請書のほかに次の書類が必要です。

- ・誓約書
- ・申込人情報
- 【個人の場合】 ・住民票の写し
- 【法人の場合】 ・履歴事項全部証明書

担当者氏名： 長久手 四郎

連絡先： 000-0000-0000

誓 約 書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

氏名
(名称及び代表者名)

印

下記事項について誓約いたします。

これが、事実と相違することが判明した場合は、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について不服申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しておりません。
- 2 現在、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされていません。
- 3 長久手市税について滞納はありません。
- 4 個人の場合
「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者ではありません。
- 5 法人の場合
法人の役員等が、「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者ではありません。

記載例

誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

長久手市長 殿

個人の場合⇒

長久手市岩作城の内〇〇番地〇
長久手 太郎 印

氏名

法人の場合⇒

(名称及び代表者名)

長久手市岩作城の内〇〇番地〇〇
長久手株式会社
代表取締役 長久手 一郎 代表者印

下記事項について誓約いたします。

これが、事実と相違することが判明した場合は、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について不服申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していません。
- 2 現在、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされていません。
- 3 長久手市税について滞納はありません。
- 4 個人の場合
「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者ではありません。
- 5 法人の場合
法人の役員等が、「長久手市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年12月25日付け長久手市長・長久手市教育委員会教育長・愛知県愛知警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者ではありません。

申込人情報

【個人の場合】

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所
()	M・T・S・H ・		

【法人その他の団体の場合】

[illegible]

※監査役、監事等を含む役員すべてを記載すること。

記載例

申込人情報

【個人の場合】

(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所
(ながくて たろう) 長久手 太郎	M・T・ <u>S</u> ・H 46・11・1	男	長久手市岩作城の内○番地○○

【法人その他の団体の場合】

名 称	○○○株式会社			
所在地	愛知県長久手市岩作城の内○○番地			
役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	性別	住 所
代表 取締役	(ながくていちろう) 長久手 一郎	M・T・ <u>S</u> ・H 46・11・1	男	長久手市岩作城の内○番地○○
取締役	(ながくて はなこ) 長久手 花子	M・T・ <u>S</u> ・H 48・12・10	女	長久手市岩作城の内○番地○○
取締役	(やざこ じろう) 岩作 次郎	M・T・ <u>S</u> ・H 50・7・12	男	長久手市岩作城の内○番地○○
	()	M・T・S・H .		
	()	M・T・S・H .		
	()	M・T・S・H .		
	()	M・T・S・H .		
	()	M・T・S・H .		
	()	M・T・S・H .		
	()	M・T・S・H .		
	()	M・T・S・H .		
	()	M・T・S・H .		
	()	M・T・S・H .		
	()	M・T・S・H .		

代表役員については、法人登記簿（履歴事項証明書）に記載の代表者住所を記載し、その他の役員については、現住所を記載すること。

※監査役、監事等を含む役員すべてを記載すること。

土地利用計画書

令和 年 月 日

長久手市長 殿

申込者 住所
(法人の場合は所在地)

氏 名
(法人の場合は法人名・代表者名)
印

共有者 【共有名義の場合】
住所
(法人の場合は所在地)

氏 名
印

共有者 【共有名義の場合】
住所
(法人の場合は所在地)

氏 名
印

下記の市有財産を買い受けたいので、土地利用計画書を提出します。

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杵ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²
		家屋	
		種類	延床面積
		事務所	55.00 m ²

1 土地利用目的			
2 事業内容			
3 建物を建て替える場合	用途		
	構造		
	面積	建築面積 約 m ²	
		延床面積 約 m ²	
	着工時期	年	月 日
	完了時期	年	月 日
4 事業開始時期	年 月 日		

※計画図面等がありましたら、添付してください。

記載例

土地利用計画書

令和〇年〇月〇〇日

長久手市長 殿

申込者 住 所
(法人の場合は所在地)
長久手市岩作城の内〇〇番地〇

氏 名
(法人の場合は法人名・代表者名)
長久手 太郎 印

共有者 【共有名義の場合】
住 所
(法人の場合は所在地)
氏 名
印

共有者 【共有名義の場合】
住 所
(法人の場合は所在地)
氏 名
印

下記の市有財産を買い受けたいため、土地利用計画書を提出します。

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杣ヶ池 201 番 3	宅地	114.70 m ²
		家屋	
		種類	延床面積
		事務所	55.00 m ²

1 土地利用目的	例 ・事務所 ・店舗 他		
2 事業内容	例 ・〇〇〇事業		
3 建物を建て替える場合	用途	例 事務所、店舗 他	
	構造	例 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造 他	
	面積	建築面積 約 〇〇〇. 〇〇 m ²	
		延床面積 約 〇〇〇. 〇〇 m ²	
	着工時期	年	月
完了時期	年	月	日
4 事業開始時期	年	月	日

※計画図面等がありましたら、添付してください。

市有財産売買契約書（案）

収 入
印 紙

売渡人長久手市（以下「甲」という。）と買受人【※ 落札者名】（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、次に表示する物件を次条の売買代金で乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杵ヶ池201番3	宅地	114.70㎡
		建物	
		種類	延床面積
		事務所	55.00㎡

2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

内訳 土地 金 円
建物 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 金 円）

（契約保証金）

第4条 乙は、契約締結と同時に、契約保証金として金【※ 落札金額の100分の10以上】円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利子を付さない。

3 甲は、乙が第5条第2項に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。ただし、契約保証金が、現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付された場合に限る。

4 乙の責に帰すべき事由によりこの契約が解除されたときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

5 前項の契約保証金は、第21条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（売買代金の納入方法）

第5条 売買代金の納付期限は、令和 年 月 日とする。【※ 契約日から30日以内】

2 乙は、前項の納付期限までに売買代金から乙が既に納付した契約保証金（現金又は銀行等が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により納付された場合に限る。）を除く金額を、甲の発行する領収済通知書により、甲の指定する場所に納入しなければならない。

3 甲は、いかなる理由があっても第1項の納付期限を延長しない。

(所有権の移転)

第6条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

(登記の嘱託)

第7条 前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求し、甲はその請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。

2 前項の登記費用は乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第8条 売買物件は、第6条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時に、甲から乙に対し引渡しがあったものとする。

(危険負担)

第9条 この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引き渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約の解除を請求することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項の請求により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合)

第10条 乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときに、当該契約不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は本契約解除をすることができない。

2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、履行の追完請求又は不適合の程度に応じた代金の減額請求をすることができる。ただし、売買代金を超える履行の追完請求をすることはできない。

3 前項の請求は、売買物件の引渡しの日から2年以内に売買物件が契約不適合の旨を甲に通知した場合に限り行うことができる。

(使用等の禁止)

第11条 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件（その上の建物等を含む。）を次に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員の事務所その他これに類するもの

2 乙は、第1項に規定する日を経過した後であっても、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は第三者に貸すにあたっては、前項を遵守させるものとする。

(建物等の解体及び撤去)

第12条 乙は、建物の解体を行う場合は、物件の引渡しがあった日から、解体撤去の完了の日まで、建物の管理責任は、乙にあるものとし、十分な注意をもって建物を管理しなければならない。

2 乙は、本件建物にアスベスト含有建材が含まれることを確認した場合、本件建物の解体撤去に当たっては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97条）及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）等の関係法令等に従い、適切にアスベスト除去及び建物解体撤去を行うものとする。

3 売買物件の引渡し後の本件建物の管理及び解体撤去に要する一切の費用（アスベスト除去費用を含む。）は乙の負担とする。

4 本件建物の解体撤去に伴い、官公署等との協議、届出が必要な場合は、乙の責任において、その一切を行うものとする。

5 本件建物の解体撤去に伴う苦情等への対応及び第三者に損害を与えた場合の対応一切は、全て乙において行うものとする。

(実地調査等)

第13条 甲は、第11条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第14条 乙は、第11条に定める使用等の禁止に違反したときは、契約金額の10分の3に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第21条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の負担したこの契約の費用及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(談合その他不正行為に係る解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じて、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。))及び第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。))の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。))の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第17条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- (2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第19条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(原状回復及び返還金等)

第20条 乙は、甲が第15条、第16条及び第18条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該

物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

3 甲は、第15条、第16条及び第18条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 甲は、第15条、第16条及び第18条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

(損害賠償)

第21条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第22条 甲は、第20条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金並びに第14条に定める違約金及び第17条に定める賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(公租公課)

第23条 売買物件に関する公租公課は、乙が負担するものとする。

(契約の費用)

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄する名古屋地方裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 売渡人 住所 愛知県長久手市岩作城の内60番地1
氏名 長久手市長 吉田一平

乙 買受人 住所
氏名

市 有 財 産 売 買 仮 契 約 書（案）

売渡人長久手市（以下「甲」という。）と買受人　【※ 落札者名 】（以下「乙」という。）とは、次のとおり市有財産の売買仮契約を締結する。

（物件内容）

物件 番号	所在及び地番	土地	
		登記地目	登記面積
1	長久手市 杵ヶ池201番3	宅地	114.70㎡
		建物	
		種類	延床面積
		事務所	55.00㎡

前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。

（売買代金）

売買代金は、金　　円とする。
内訳　土地　金　　円
 建物　金　　円（うち消費税額及び地方消費税額　金　　円）

- 1 市有財産の入札条件は、本契約において変更することはできない。
- 2 本契約は、長久手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長久手市条例第1号）第3条の規定により、議会の同意を得た場合に締結する。
- 3 議会の同意を得たときは、当事者は遅滞なく本契約を締結し、これを拒むことはできない。

この仮契約を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲 売渡人　住所 愛知県長久手市岩作城の内60番地1
 氏名 長久手市長 吉田一平

乙 買受人　住所
 氏名

(問合先)

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

長久手市役所 くらし文化部安心安全課

電 話 0561-56-0611

ホームページアドレス

<https://www.city.nagakute.lg.jp/soshiki/kurashibunkabu/anshinanzenka/1/2/bohan/17324.html>
